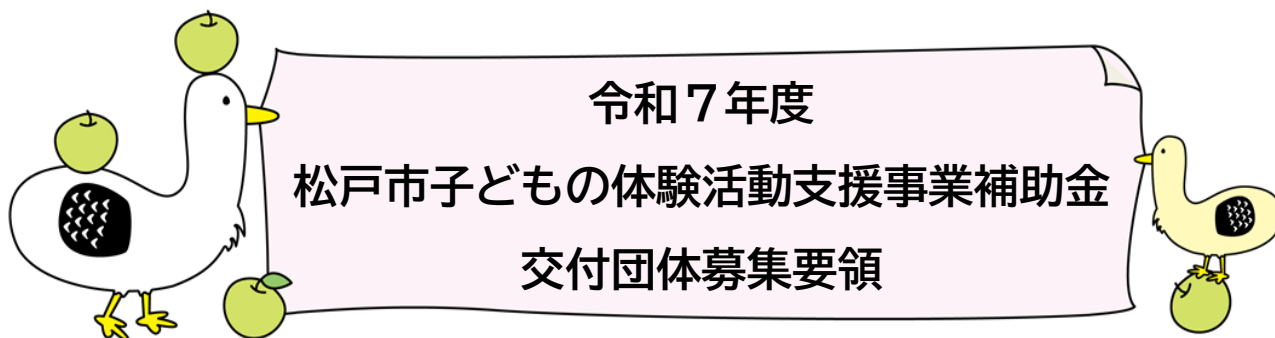




令和7年度 松戸市子どもの体験活動支援事業補助金 交付団体募集要領

子どもの貧困対策として、子どもに体験活動を提供する事業・団体を対象に
補助金（上限10万円）を交付します！

1 補助金の目的

全ての子どもが、生まれ育った環境にかかわらず、心身ともに健やかに成長し、夢や希望を持って将来を歩めるよう、子どもの自己肯定感の向上や、社会を生き抜く力の育成等に資する体験活動の機会を充実させることを目的としています。

2 補助対象団体

当該補助金の目的に沿った活動を行う団体で、次の全てに該当する団体とします。

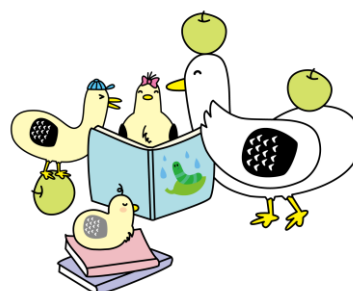
- (1) 市内に所在地を有する団体
- (2) 代表者が成人である団体
- (3) 3名以上で構成され、活動を実施するための体制を有する団体
- (4) 定款、規約又は会則等を有する団体
- (5) 代表者、役員その他の実質的に関与している者が松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない団体



3 補助対象事業

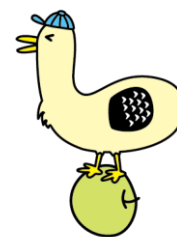
子どもの貧困対策として、市内在住の子ども（概ね18歳未満の者）を対象に、次のいずれかに該当する体験活動を提供する事業とします。

- (1) 自然体験活動
- (2) 科学体験活動
- (3) 文化芸術体験活動
- (4) 職場体験活動
- (5) 交流を目的とする活動
- (6) 社会奉仕体験活動
- (7) その他市長が子どもの貧困対策に資すると認める体験活動



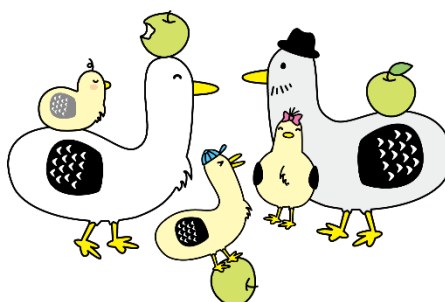
ただし、次のいずれかに該当する活動は補助金の交付の対象となりません。

- (1) 補助金の交付決定前に実施した体験活動
- (2) 参加する子どもの人数が5名未満の活動
- (3) 国又は地方公共団体から補助金、助成金等の交付を受ける活動
- (4) 営利を目的とする活動
- (5) 下部組織を有する団体の専ら下部組織に対する財政支援を目的とする活動
- (6) 他の団体への助成活動
- (7) 宗教的又は政治的宣伝意図を有する活動
- (8) 民法（明治29年法律第89号）第90条に規定する公序良俗に反する活動
- (9) その他市長が適当でないと認める活動



4 体験活動を実施するにあたっての留意事項

- (1) 体験活動に参加する子ども及びその保護者が負担する費用は、無償又は低廉なものとしてください。
- (2) **体験活動の事業計画の策定にあたっては、参加する子どもたちの意見を聴き、その意見を反映させる内容としてください。**
- (3) 体験活動の実施中は安全対策に配慮してください。特に、川や海等の水辺の活動を実施する場合には、参加者にライフジャケットを着用させるなど、適切な安全対策を講じてください。
- (4) 体験活動の内容によっては、参加者に傷害保険への加入を義務付ける等の対策を講じてください。
- (5) 体験活動で食品を扱う場合は、衛生管理に十分配慮し、必要に応じて保健所の指導を受けてください。
- (6) 体験活動の実施に関する一切の責任については、対象団体が負うものとします。
- (7) 体験活動終了後は、**事業実績報告書をご提出いただきます**（⇒7ページ「12 実績報告及び提出書類について」参照）。体験活動を通じて子どもたちが得たものや学んだこと、子どもたちの感想や当日の様子、子どもの貧困対策としての成果などをご報告いただきますので、ご留意ください。



5 体験活動の例

活動分野	活動内容の例
自然体験活動	- 豊かな自然や農山漁村での自然とのふれあい、登山、ハイキング、キャンプ、野外炊事、郷土食作り - 森林等での野鳥の保護活動、環境教育活動 - 身近な公園や川等の自然を生かした探究活動、フィールドワーク、工作活動 - 地域の特色を生かした生態観察、放流 など
科学体験活動	- 科学実験・観察実習教室 - ものづくり体験やプログラミングなどを活用した自然科学のワークショップ - 天文や化石の観察などを通じた自然科学のワークショップ など
文化芸術体験活動	アーティストや芸術団体等による鑑賞・体験教室（音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、美術、伝統芸能、文学、生活文化、メディア芸術等） など
職場体験活動	- 地域の事業所や商店などでの職業体験 - 将来の進路について考えるインターンシップ - 地域の農家の指導を得ながら米作りや野菜作り、並びに鶏、羊、豚などの家畜や魚の飼育 - 地域産業を生かした漁労や加工品製造の体験 - 森林での植林、下草刈り、枝打ち、伐採、椎茸栽培、炭焼き など
交流を目的とする活動	- 老人会や一人暮らしのお年寄りを招いてのレクリエーション等の交流体験会 - 幼稚園・保育所を訪ねたり幼児を招いたりしての幼児との遊び、ふれあい - 大人たちとの学び合いの交流（学び合いのテーマ例 和紙作り、染物、竹細工、焼き物、踊り、太鼓、子守唄、わらじ作り、郷土料理、絵画、手芸、演劇、朗読劇、演奏、合唱、野菜栽培等） - 地域に在住する外国の人々を招いて生活や文化を紹介し合うなどの交流 - 農山漁村部と都市部など特色が異なる地域との交流 - 通学合宿やスポーツ、プレーパークなど集団活動を通じた意図的な子ども同士の交流 など
社会奉仕体験活動	- 子どもたちの興味や学習成果、得意な技術を活用した奉仕活動 - 老人ホーム等福祉施設を訪問し、話し相手や手伝い、清掃を行う活動 - 地域の魅力を生かした地域活性化や地域おこし、安心安全な地域づくりにつながる活動 - 地域や駅前、公園、河川や海岸等の清掃、空き缶回収 - 地域での花作りや環境美化 など
その他	上記は一例です。子どもの貧困対策に資すると認められる体験活動であれば、対象となりますので、市にご相談ください。



6 補助対象事業の期間

令和7年4月1日から令和8年1月31日までとします。令和8年1月31日までに事業実績報告書の提出が必要です。

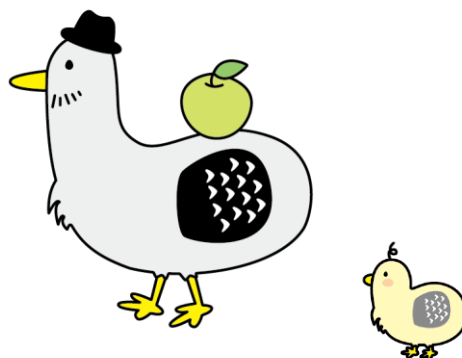
7 補助対象経費

補助対象事業を実施するために必要な経費とします。ただし、市長が適当でないと認める経費（補助対象事業との関連が不明瞭な経費や社会通念上適切でない経費等）は補助対象外となります。補助対象経費の具体例については、下表を参照してください。なお、補助対象事業（体験活動）終了後に、補助対象経費に係る領収書及び納品書の写しをご提出いただきますので、保管をお願いします。

科目	補助対象経費の例
報償費	指導者、講師、その他補助対象事業に従事する者への報酬、謝礼など （補助対象団体の構成員に対して支払われるものを除く。）
旅費	交通費、宿泊費など
消耗品費	チラシや活動資料等作成のためのコピー用紙・インク代、教材費、材料費など
燃料費	車両のガソリン代など
食糧費	飲食代、弁当代、食事の材料費など
印刷製本費	チラシやポスター、活動資料等の印刷費、複写費、製本費など
光熱水費	会場の電気代、ガス代、水道代など
通信費	郵便料、切手代、はがき代など
運搬料	物品の会場等への運搬料など
保険料	イベント保険掛金、ボランティア保険掛金など
使用料及び賃借料	施設使用料・入場料、物品や車両等の賃借料、駐車料金など
その他経費	その他補助対象事業を実施するために必要な経費

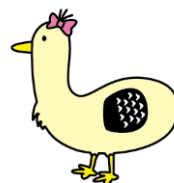
8 補助金の額

補助対象経費から当該事業に係る収入を除いた額（千円未満切捨て）とし、10万円を上限とします。



9 申請に必要な書類

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 添付書類
 - ① 事業計画書（第1号様式別添1）
 - ② 収支予算書（第1号様式別添2）
 - ③ 団体概要書（第1号様式別添3）
 - ④ 団体の構成員名簿又は役員名簿
 - ⑤ 団体の定款、規約又は会則等
 - ⑥ その他市長が必要と認める書類



申請書の様式は、松戸市ホームページ（下記 URL）からダウンロードできます。

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/kosodate/matsudodekosodate/kosodatenavi/matsudokosodate-shien/kosodatejouhou/experience.html>

10 申請方法

「9 申請に必要な書類」を、子ども未来応援課まで持参、郵送、メール又は、**松戸市オンライン申請システム（令和7年4月7日より開始）**にて提出してください。なお、郵送又はメールで提出される場合は、事前にその旨を子ども未来応援課までご連絡ください。

（提出先）松戸市 子ども部 子ども未来応援課

（住 所）〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5 松戸市役所新館9階

（電 話）047-366-7347 （FAX）047-703-1005

（メール）mcmiraiouen@city.matsudo.chiba.jp



11 申請以後の流れ

① 交付申請（団体→市）

- ・ 交付申請は、**令和7年10月30日**までに提出してください。

② 書類審査（市）

- ・ ご提出いただいた事業計画書、収支予算書等に基づき、子どもの貧困対策の観点から、体験活動の意義や目的、実施体制、実現性、計画性等について審査を行います。
- ・ 審査は原則書面で行いますが、必要に応じて、申請団体にヒアリングを行う場合もあります。

③ 交付決定通知（市→団体）

- ・ 書類審査に基づき、補助金の交付の有無、補助金額を決定し、通知します。

④ 補助金の概算払い請求（団体→市）

- ・ 補助金の交付決定を受けた団体は、補助金概算払請求書（第3号様式）を提出してください。

⑤ 補助金の概算払い（市→団体）

⑥ 補助対象事業（体験活動）の実施（団体）

⑦ 実績報告（団体→市）

- ・ 補助対象事業（体験活動）が完了したら、**30日以内かつ令和8年1月31日までに、事業実績報告書を提出してください。**（⇒7ページ「12 実績報告及び提出書類について」参照）

⑧ 補助金額の確定（市→団体）

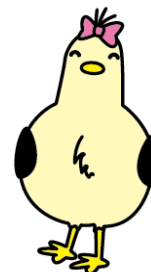
- ・ ご提出いただいた実績報告書に基づき、補助金の額を確定し、その額を超える補助金が概算払いされている場合は、精算（返還）額についても通知します。

⑨ 補助金の精算（返還）（団体→市）

12 実績報告及び提出書類について

補助対象事業が完了したら、30日以内かつ令和8年1月31日までに、以下の書類を子ども未来応援課に提出してください。提出方法については、5ページ「10 申請方法」を参照してください。

- (1) 事業実績報告書（第8号様式）
- (2) 添付書類
 - ① 事業実施報告書（第8号様式別添1）
 - ② 収支決算書（第8号様式別添2）
 - ③ 補助対象経費に係る領収書及び納品書の写し
 - 提出がない経費については、補助対象外となり、当該経費に係る補助金は返還していただきますのでご注意ください。
 - ④ 体験活動当日の様子を記録した写真
 - ⑤ その他市長が必要と認める書類



実績報告書の様式は、松戸市ホームページ（下記 URL）からダウンロードできます。

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/kosodate/matsudodekosodate/kosodatenavi/matsudokosodate-shien/kosodatejouhou/experience.html>

13 その他留意事項

- (1) 補助金の交付決定通知後に、事業計画や収支予算を変更（軽微な変更は除く。）する場合や、事業を中止又は廃止する場合は、事前に申請が必要になりますので、まずは子ども未来応援課までご連絡ください。
- (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業等の遂行が困難になった場合は、速やかに、子ども未来応援課までご連絡ください。

（連絡先）松戸市 子ども部 子ども未来応援課

（住 所）〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5 松戸市役所新館9階

（電 話）047-366-7347 （FAX）047-703-1005

（メール）mcmiraiouen@city.matsudo.chiba.jp



[illegible]